

第 165 回臨時国会

教育基本法に関する特別委員会 6号 2006年11月30日

林久美子君 民主党の林久美子でございます。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

私は、伊吹大臣の選挙区のお隣の滋賀県の選出の議員でございます。伊吹大臣が御就任をされてから初めてこの場に立たせていただくわけなんです、これまでの質疑を伺っておりまして、本当にやはり伊吹大臣の真摯な御答弁あるいは御見識の高さというものを心から尊敬を申し上げている次第でございます。そういう意味では、まだまだ私は経験も足りないし、見識も大臣ほどではもちろんないんですけども、ただ一つ、今私は子育て真っ最中の世代でもございます。私事で恐縮なんです、私がこの政治の世界を志したきっかけの一つも、今子供を育てている中で感じている問題点をやはり政治の現場から変えていきたいといったこともそのきっかけの一つでございました。ですから、今日は母親を代表するような気持ちで質問に立たせていただいております。

いじめの問題というのを考えたときに、今日は伊吹大臣だけではなくて、高市大臣にもお伺いをしたいと思っているんですが、本当に大変な思いをして子供を産んで育てていくと。子供を育てるといのは本当にたくさんの喜びがあるわけですけども、いろいろな、子供がいればいとおしい存在でもあるし、不安というのが付きまとうわけですね。これだけいじめが社会的に問題となって、いじめによって命を絶つというケースがこれだけ続発をしていくと、正直、母親としては不安で仕方がないと。自分の子供がもちろんいじめられても嫌だし、当然いじめる側に回っても嫌だしと、何とか健康でしっかりと育ててほしいと思うのは、これは保護者であればだれでも願うところであるというふうに思います。

今日は伺いたいことが山のようにございまして、多少通告していた部分とずれることも、あるいは増えてしまうことも減ってしまうこともあるかもしれませんが、そこはそれぞれ各大臣、御容赦をいただきたいというふうに思います。(発言する者あり) ありがとうございます。

まず、今回の質問に当たりまして、私もこれまでの文科省、旧文部省含めて、いじめ問題の取組についてというものも勉強もさせていただきました。ここに昭和六十一年の二月二十一日に出されました文部省初等中等教育局長の通知というのがございます。私、これを読ませていただいて愕然と実はしたんですね。この中にこんなくだりがございました。「最近の事例に関する報告によれば、深刻な事件の発生後によりやくいじめの存在が判明したものが、いじめの把握に当たっては単一の方法に頼ることなく、様々な工夫が必要であることが認められます。」と、このように書かれております。正にこの二十年間、そして最近続発をしているいじめ自殺についても、これ全く同じことが言える状況なのではないかなというふうに思っております。

それぞれの省庁が自分たちのテリトリーの中で一生懸命この問題について取り組んでこ

られたというのは分かります。特に文科省におかれましては、いじめ問題だけじゃない、少年の犯罪も、どんどん子供を取り巻く環境が変わっていく中で、何とかそれに対応しようとして取り組を進めてこられていたのは分かるんですけども、二十年前と今と何ら変わっていないというのが現実であるというふうに思います。この二十年間、最近はいじめの統計自体も、かなりその信憑性というものに疑問符が付いているわけですけども、何でその実態がきちっと把握をできないのか、何で子供たちを救ってることができなかったのかと。

伊吹大臣の、この二十年、これ過去の文科省の取組についての御認識というのはもう以前から伺っておりますので、ちょっと今日は子供、少子化担当であり青少年の担当でもある高市大臣に、まずはこの間のいじめ問題に関する取組の問題点がどこにあって、どういう認識を持っていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

国務大臣（高市早苗君） 私も、その二十年前のもう今とほとんど同じ認識の局長通知を拝見しました。二十年前からいろいろ取組は旧文部省においてもされてきたと思うんですけど、ただ私、二十年前よりも今の方がいろんな意味で、いじめを早めに見抜くとか子供の変化に気付くということが難しい環境というのも出てきているように思うんですね。

例えば御家庭で、私たちが中学生、高校生のころなんというのは、家に電話は一台、それも茶の間なんかにあって、友達から掛かってきても、もう絶対親に話の内容は全部聞かれちゃっていたし、大体私の友人関係は、うちも共働きで親は夜しか家にいませんでしたけれども、隅から隅まで知っておりました。それから、部屋も、かぎが掛かる個室なんというのは与えてもらえなくて、それに自分の個室をもらえるようになってからも勝手に私の机の中を開けて日記も全部親は読んでいました。それで、私があるとき目に涙を一杯ためてプライバシーを侵されていると訴えたときに、あなたが成人するまでは、親はあなたが人様に迷惑を掛けたり間違った方向に行かないように監督する責任があるから、だから悪く思わないでねというようなことで、かなり厳しくやられていたわけです。

ですから、今でも不思議なことに、家に帰ったら私は外でつらいことがあってもできるだけ親に分からないようには振る舞っているんですが、ただにこにこしていても、あんた今日外で何かあったでしょうと、この年になっても、やはり親にたまに会うと見抜かれてしまうというような状況で、やはりそういう意味では親御さんが直接子供の変化に気が付きにくい。今だったら、部屋の中で携帯でしゃべっちゃったり、それからパソコンでメールで友達とやり取りする、つらいことも何か外で発散してくる。

そういう意味で、私は、非常に把握はしにくくなっているけれども、まずは保護者が責任を持って子供の変化を早くとらえる、声を掛けるということは絶対必要なことなんだろうと思います。ですから、今、文部科学省も来年に向けて随分家庭教育を支援するための予算請求をしてくださっているようございまして、ここはしっかり見守っていきいたいなと思っておりますし、私もいろいろ注文を付けさせていただいているところです。

それから、やはり学校の先生に聞きましても、ちょっと御家庭でのしつけが余りにもなっていない子が入ってくるんで、昔だと四十人学級でも何とかきちっと子供に目配りできたけれども、今は、たとえ加配してもらって三十人とか三十五人を見ているようなケースでも、もうとてもじゃないけど一人一人がばらばらなことをやっていてなかなか目配りができないとか。

それからもう一つは、やっぱり学校の教員の権威が昔に比べて落ちたという指摘もございます。確かに、私の子供のころでしたら、親は大学は出てなくて、学校の先生はやっぱり教育大出られたそれなりの教育を受けた方だということで大変信頼して任せていたようなこともございましたが、今はなかなか高学歴化の中で、親もそれぞれ、友達親子とか友達教師とか、そういうマスコミ的なキャンペーンを見たりドラマを見たりして育ってきた世代でもありますので、そういう非常に難しい社会環境もあると思います。

取組は続いていると思いますけれども、更にやはり強化していく必要はあるんじゃないでしょうか。

林久美子君 今大臣の方から、子供を取り巻く環境が変わったことであるとか、家庭の教育力が低下をしたことであるとか、教師の権威が下がってきたのではないかという、るお話がございました。

これは、社会環境がこういうふうに変わりましたよということではあるんですけども、じゃこれまで講じてきた政策のどこに問題があったのかということについて、次に何う質問と併せて御答弁いただきたいなというふうに思っています。

確かに、社会環境は変わりました。子供たちの空間というのも随分変わってきていると思います。ただ一方で、子供というのは成長の過程の中で、それがインターネットとかいう世界であるかないかは別として、親の知らない世界をやっぱり持って大きくなっていくんだと思うんですね。それに対してやっぱり親が目配りをしていることが非常に大事なことであると思います。

しかしながら、いろんな環境の中で、その家庭だけでもできない、学校だけでもできない、地域全体で、社会全体で子供を育てていかなきゃいけないんだ、だからこそ、子供を産んでいただいたらみんな、日本国じゅうが支えていい人材を育てていきたいと思いますというのが、多分これは大臣も私も一致した見解であると思うんですが、今の気持ちなんだと思うんですね。

ただ、子供の政策をめぐるっては、非常に縦割りというか、いろんな省庁にまたがるわけですね。私、学校の安全なんかについてもいろいろ党内でも取り組ませていただいているんですけども、例えば学校の中の事件だったらいわゆる文部科学省、学童だったら厚生労働省、通学路だったら国交省、塾になったら経産省みたいな世界があって、非常に縦割りの壁に阻まれてしまっていると。しかしながら、だからこそ、子供の問題に実態に応じてスピーディーに対応していくためには、子ども家庭省というものを設けてしっかりと一

元化をしていくべきではないかというのが我々の考え方なのであります。

ただし、これまでの枠の中で考えるのであれば、やはり、先ほど鈴木委員の方からも話がございましたけれども、特定の、子供たちの教育にかかわる部分はできるだけ現場に近いところに運営の主体性を持たせてスピーディーに対応していくことが大事なのではないかと、それが、これまでのいじめ始め、対策に欠けていたのではないかというふうに私は考えております。

高市大臣は、少子化と青少年問題の担当ということで、多省庁にまたがるこうした問題をきちっと調整をして、子供たちのニーズにちゃんとこたえられるように取り込まれるのが正にその責務であるというふうに思うわけですが、大臣は今回の教育基本法に当たりまして、関係する省庁、いろいろあると思うんですが、どのように提言をなさったのか、どういう調整をなされたのか、正に少子化・青少年担当大臣としてその責任をどのような形で果たされたのか、お伺いをしたいと思います。

国務大臣（高市早苗君） 今回の教育基本法提出は今年の四月でございますので、その時点で私は閣僚ではなかったわけでございます。ですから、提出に向けて、その閣議決定に至る過程で私が何か政府の中で動けたということはありません。

林久美子君 提出時に大臣ではなかったということは私も重々承知の上でございます。

しかしながら、この審議をする中で、多分これから、教育振興基本計画でしたっけ、あれでいったら具現化をしていかれる部分というのも相当あると思うんですけども、いろんな審議を通して、やはりそれぞれの中でいろんな議論をしていらっしゃると。大臣に就任されてから、そしてこうして委員会にもずうっと朝から夕方までもう連日張り付いていただいている中で、少子化担当大臣として、やはりこれはこういう取組をした方がいいんじゃないかと、いろんな縦割りの壁を排してやっていくべきじゃないかと思われるところは多々おありだと思えますね。それについて、じゃ具体的にこの間それぞれの、まあ伊吹大臣ともいろいろお話をなさっていらっしゃると思いますけれども、どういう責務を果たされたのかというのをお伺いしたいということでございます。

国務大臣（高市早苗君） 御質問の趣旨、よく分かりました。

こちらの委員会と、あとは青少年特の方、私衆議院で審議に参加をいたしております。随分たくさんの御意見をいただきました。私は、それが与党議員からなされたものであれ野党議員からなされたものであれ、これは必要だと思ったことにはできるだけ早く役所内に指示を出して着手するようにはいたしております。

例えば子供さんの安心、安全を守っていこうということで、まずは、私に多少の調整能力のある私の権限で、限られた部分もございまして、調整できる範囲、権限のあるものとしては、子供さんたちを取り巻く有害情報、ここからいかに子供さんを守るかというこ

とで、まずはこれは私は総務省の方に勧告権というものを持ちますが、勧告をする前に大臣と話し合いをいたしまして、まずは携帯の関係の三社と話し合いをしていただくと。フィルタリングの掛け方、解除の仕方、その申込みの手法を変えていただくということで、できるだけ子供さんたちを出会い系サイトですとか、それから自殺関連サイトですとか、有害情報に触れていただかなくて済む形、これをつくっていただくということで、これは総務大臣にお願いして早速携帯各社に言っていただいたところでございます。今後、それがきちっと実行されるかどうか、印刷ですとかいろんな書式を変えなきゃいけないので、これもきちっと追っていきたいと思っております。

それからもう一つは、やはり広報のやり方ですね。これはこちらの委員会でも御指摘もございましたし、例えば私の担当ですと、ドメスティック・バイオレンスですとか、それから児童虐待、こういったこと、それから障害者の問題、ここも私の総合調整機能に入ります。

ところが、本当にお困りの方が相談しようと思ったときの相談窓口の電話番号がやはり分かりにくいと。子供に関する問題でも、このいじめの問題もありますし、御近所のお子さんがどうも虐待に遭っているらしいというようなこともございます。また、私は高齢者の担当でございますから、高齢の御夫婦がお住まいになっていて、結局、片っ方が体を悪くされて生活にも困り、介護にも疲れ果て、そして無理心中をしてしまうようなケース、これも何とかしようと思っても、じゃどこに相談していったいいのかわからない。周りの目も行き届いてない。こんなことが私の職務の中で随分たくさんありましたので、今とにかくその情報をいかに内閣の政府広報でやっていくかということ、それからできるだけ相談しやすい状況をつくると。

この間、総理も答弁申し上げたはずなんですけれども、その相談時間を多くの方が使いやすい時間帯にまで延ばす、それからできるだけその電話番号の広報などもする。内閣府で広報する場合に、私の所管のことで相談がありましたときにはできるだけ電話番号も載せてと。最近はインターネット社会ですから、どうしてもホームページのアドレスだけ書いちゃう。もうこれ仕方ない面もあって、全部の都道府県の電話番号一覧を書くわけにいかないのでもうしてもそうなっちゃうんですけれども。ただ、全国で一つの統一窓口が何かあると、そこで電話番号案内ができるような場合には電話番号も載せてというようなことで、そのときそのときの議論で気が付いたことで改善の指示をさせていただいています。

林久美子君 まさしく、今ちょっと電話番号の話がございましたが、一つちょっと具体的にお願いをさせていただきたいと思えます。

今回のこのいじめ事件に関しまして、いじめの相談窓口の話がございます。今大臣おっしゃいましたように、ホームページを探してみると、各都道府県ごとに設けられていると。私が見たところによりますと、多いところは二百件を超える相談窓口がある県もあれば、

私の地元滋賀県は七十件の窓口がございます。担当しているところも、法務省のものであり、警察庁のものであったり、あるいは教育委員会であったり、非常に多岐にわたっているわけですね。

自分の子供がいじめを受けましたと、あるいは僕がいじめを受けていると。じゃどこに相談すればいいんだろうと。ホームページを見たときに分からない、あるいはホームページ使えなかったら探せないわけですね。それこそ正にいろんなところがちゃんと何かあったときに機動的に動ける態勢というのは非常に大事だと思いますが、やはりその入口は一つにしておくべきだというふうに思います。特にこのいじめという問題に関しては、正にもう皆さんよく御存じですが、命にもかかわってくる問題であると。例えば警察だったら一一〇番、救急車は一一九番となるわけですね。でも、今いじめの相談窓口は都道府県によってももう全然違うし、ましてや日本全国で番号を統一するなんということも全くなされていないと。

具体的にこれは是非、少子化・青少年担当大臣として、その入口の窓口の一本化含めて、子供にかかわる部分はこの番号に掛ければきちっとできるんだという一元化を図っていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。

国務大臣（高市早苗君） 今、警察ですとか法務局ですとか都道府県教育委員会、もういろんな窓口があるかと思います。ある考え方をすれば、いろんな状況に応じて相談に乗ってもらえる窓口が多岐にわたってあるということは、一つは身近なところにたくさん窓口ができるというのはいいことだとも言えると思います。特に民間団体なんかの相談も随分進んできておりますのでね。ただ、全く同一の番号で、そこに掛けたら何でもかんでも子供さんに関することを受け付けられる電話番号が設定できるかどうかといたら、技術的には多少難しいんじゃないかと思うんですね。

例えば、ある番号、東京のある番号に掛けたら、その番号でこういう窓口がお近くにありますよというようなことを案内していただくようなことでしたら可能なんだろうと思うんですけども、例えば児童虐待の問題であったり、もっともっと福祉的な問題であったり、病気の問題であったり、いじめの問題であったり、いじめじゃないんだけど、どうも学校でいろいろうまくいかないというような問題であったり、すべてを総括的に受ける窓口を、それを一本でつくるということに関してはちょっと難しいかと思います。電話番号、できるだけ分かりやすい統一した電話番号の周知ということならできるんだろうと考えております。

林久美子君 技術的に難しいというお話がございましたが、その辺がちょっと、どう技術的に難しいのかというのは私分らないんですが、ただ、じゃ、子供に関してじゃなくても、例えばいじめだけについても番号を統一するとか、やはり私、正にここが高市大臣の力の発揮どころだと思うんですね。しっかりとそこをリーダーシップを発揮していただ

いて、やはり基本的に、大人の視点じゃなくて、やっぱり子供のためなんです、それが。子供を守るためであり、保護者を救うためであるわけですね。ですから、その窓口の一本化というのは、技術的に難しい部分があるにせよ、是非乗り越えていただきたいということを重ねてお願い申し上げます。

国務大臣（高市早苗君） ごらんいただいたかとは思いますが、十一月十七日の朝刊に政府広報で、これは法務局の子どもの人権一〇番なんですけれども、電話番号を載せております。あと、いじめ問題相談機関の情報ですとか、児童相談所の方の窓口ですとか、そういったところについても連絡先は載せております。

先ほど私が技術的にと申し上げましたのは、例えば法務局の関係ですとか、それから福祉にかかわる関係ですとか、それぞれに専門知識も違えば、それから予算、いろいろ援助をする場合の予算の組み方というのも違うわけですね、人員確保のためのですね。各都道府県によってもある程度この組織の組み方が違うというようなこともありますから、もう、一か所に電話すれば子供に関するあらゆることがすべてそこで分かる、そこに相談したら一本の電話番号ですべて対処できるということはやはり技術的に難しいんじゃないかと思えます。

ただ、文部科学省の方で、今いじめに関してはできるだけ一つの連絡先、皆さんに分かりやすい連絡先できちっと広報できるように検討は進めていただいておりますし、総理から、とにかく分かりやすい広報、それから時間も含めて運用のやり方を考えるようにということを示すは私たち閣僚に下りておりますので、今検討中です。改善はされるはずでございますので、見ていてください。

林久美子君 本当に、何というんですかね、確かに今おっしゃった予算の話なんか正に典型だと思えますけど、確かにそれぞれが、例えばこういう問題だったらこの方がいいよねという話はあると思うんですが、それは、いじめられている子供もそれは分からないことなわけですね。とにかく、うちの子が今いじめに遭ったというときに、じゃ、どこに電話をしたらいいのかというのがやっぱり分かりやすくなくちゃいけないと。それは受け手側の論理であって、正に保護者とか本人の側に立ったやっぱり議論には私はなっていないと思います。

見ていてくださいというお話がございましたので、そこはどうか、正にそれを乗り越えるのが高市大臣の私は重要なお仕事の一つであると思っておりますので、リーダーシップを発揮いただきたいとお願いを申し上げます。

では、早速今度は伊吹大臣にお伺いをさせていただきたいと思えます。

結局、今回、教育基本法を改正をすることで、これも親の立場、子供の立場からいえば、じゃ現場がどう変わるんだろうかと。うちの子が今学校に行っていますと、学校でもやっぱりいじめがあると聞いていると、うちの子はいじめにかかわっていないだろうか、

あるいはあるとき急にいじめられる側にならないだろうか、それはどんな親でもやっぱり今思っている不安であるというふうに思います。

そこで、今回の教育基本法との関係でお伺いをいたしますが、政府提出法案の第六条二項におきまして、「教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」というふうにうたわれております。ここでうたわれております「必要な規律」というのは何でしょうか。教えてください。

国務大臣（伊吹文明君） 最初に、私の隣の選挙区だというお話がありましたが、私の祖先は滋賀県出身です。私の一族はたくさん長浜周辺、高月町周辺におります。中には先生に投票した者もおると思います。

「規律を重んずる」というのは、何というんでしょうか、やはり学校の教育をしていく上で必要な組織体の一員としてしっかりとした正にその規律を重んじてもらうという言葉であって、これは指導の大きな目標の方向を示しているわけですから、具体的に何を教えていくのかということは、これはこの基本法が通れば、この基本法の、ここでもうずっと四十時間近く議論しておりますその基本法に書いてある理念に従って、この法律の下に付く下位法と言うんですか、学校教育法だとかですね、で、学校教育法が変わっていくとその学校教育法の更に下位にある告示、具体的に言うと指導要領の中に細かに、こういうことをしてください、こういうふうに教えてくださいということが書かれながら現場に落ちていくと。

だから、先ほど高市大臣にも先生いろいろなことを御質問になっていたけれども、多分多くのことは、これから現場で変わっていくだろうことは、何のために高市大臣がほとんど質問も、今日は非常によかったですよ、高市大臣に質問していただいて、ほとんど質問せずに見られるいじめを受けたのと同じようにずうっと座っておられるわけですから。だけど、高市大臣はなぜ座っているかという、ここでの議論をやっぴりきちと聞かなくてはならないんですよ。そして、聞いていく上で少子化の観点から、青少年の観点から、今度この法律に従った下位法をすべて整理していく中で御担当としての御意見を、国会の意見も一つの意見としておっしゃるために座っておられると理解してあげていただきたいとします。

林久美子君 それでは、この「必要な規律を重んずる」ということに反する行為として、必要な規律を重んじていないということで、いじめというのは必要な規律を重んじていないということになるんでしょうか。

国務大臣（伊吹文明君） それは、ここにある「必要な規律」というものは、正に規律というその組織体のルールを守りながらということを行っているわけですから、具体的に

この現象が規律に反するかどうかというのは、これは学習指導要領にずうっといろいろなことを決めていきますから、その学習指導要領に反したような行動が児童の中にあれば、それは先生はそういうふうに指導しなければいけないんです。指導してきたことに対して、今度は児童がそれに従わないとか学習態度が良くないとかということが規律として現れてくるわけです。

ですから、まあ達観的に言えば、今言われているほとんどのいじめというものは規律に反していると具体的には理解されるケースがほとんどだと思いますね。

林久美子君 それでは、仮に規律に反しているいじめを行った場合はどうなるのでしょうか。

国務大臣（伊吹文明君） ですから、先ほど来申し上げているように、この法律の下位の法律の中で一番重要な学校教育法という法律があるわけですね。この学校教育法の中に、規律を乱した子供についてはどういうことをするかというのはみんなきちっと書かれています。

この書かれているのが現在の時代に合わないという部分があれば、この法律が、教育基本法の法案が参議院でお認めをいただいた後、各学校教育法の中の条項を一つ一つ直して、そしてまたそれをここへ持ってきて、そして国権の最高機関である立法機関である国会の議決をいただきながらそれが法律になっていくと、そしてそれに従って現場の指導が行われるというのが行政の流れなんですね。ですから、その基本的な方針をまずお認めいただかないと、なかなかその下位法を作るのに難しいと。

もちろん、下位法を一本一本ここへ出してきてもいいわけですよ。しかし、それはもう価値観がばあっと拡散しちゃってなかなか難しいから、ちょうど、憲法というものをまず作って、その憲法を横ににらみながら、その憲法に外れないように各法律を作っていくというのとよく、教育の分野においてはよく似た関係になると思いますね。

林久美子君 是非、本当は下位法も一緒に出していただきたいなというのがお願いなんです。

でも、伊吹大臣ほどの方であれば当然、この教育基本法の改正案を出されるときに、いろんなことを頭の中では具体的なケースも含めて想定をしたらっしゃるんだというふうに思います。

必要な規律を重んじなかった子供たちがどうなるのかという中で、これは十月十九日に出されました初等中等局長の通知でございますけれども、この中に、「いじめを許さない学校づくりについて」と。「いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要であること。」とうたわれております。さらに、昨日出されましたばかりの教育再生会議の緊急提言の中においても、「学校は、問題を起こす子どもに対して、指導、

懲戒の基準を明確にし、毅然とした対応をとる。」ということも書かれております。

現行の法制度でも、先ほどお話しございましたけれども、本当は出席停止措置というのができるわけですね。過去数例行われております。この必要な規律を重んじていない、つまりいじめを行った子供は、これは、これまでの大臣の御答弁を伺っておりますと、出席停止措置に必ずしも積極的ではないと思うんですけれども、ただ、こういう形で実際現場には話が行っているわけですね。

これ、出席停止措置がこれから増えていくのではないかと、私はそんな気がしているんですが、大臣、いかがでしょうか。

国務大臣（伊吹文明君） これは先ほども御質問にお答えを私いたしておりますが、まず、義務教育段階ですね、中学校までの場合に、出席停止をするというのはやはり極めて抑制的に行使して、そしてその前に出席停止にならないような指導をしていくということが私は大前提だと思います。しかし、学校教育法の二十六条に、教育委員会は、性行が不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒については、出席停止をその保護者に命ずることができるという規定があります。

いじめの問題にどこまでこれを適用するかということについては、いじめというのは、もう御承知のように多種多様なんですよ。本来、大人であれば、刑法で当然罰せられていなければならない殺人罪的なものもあり、未遂もありますし、傷害罪、恐喝罪もありますね。しかし、子供同士の昔で言えばけんかや、そこまで問えないような行為もあります。

ですから、これはやっぱり、感性という言葉は使っちゃいけないのかも分かりませんが、現場のやっぱり指導者の、指導者というのは単に担任の先生だけという意味じゃありませんよ、校長先生も含め、あるいは教育委員会もその学校をバックアップしてやらにゃいけないし、地域の学校協議会のようなものもそこへ積極的に入って行ってあげないといけないんだけれども、こういう人たちが個々の事案について、できるだけその子供の立場に立ちながら判断をきちっとしていくということが一番大切なんであって、何というんでしょうか、いじめ即出席停止というような受け止め方をされるような通知というものを発出するということがあるとすれば、それはもう現場の教師に結局重荷を負わせて混乱をさせてしまうことになるから、極めてやっぱり抑制的な表現にすべきだと私はかねがね言っているわけです。

林久美子君 是非、本当に抑制的であった方がいいと実は私も思っております。

ただ、親の立場からいえば、これだけその出席停止という言葉が社会に出るようになって、実際に通知にも落とし込まれていると。教育再生会議の方でも、言葉は削られましたけれども、かなり議論の経過でその話は出てきているという中で、じゃ、だれが、先ほどもいじめの定義は見直すというお話しございましたけれども、じゃ、どこまでがいじめている子でどこからいじめていない子かというのは本当にもう難しいんだと思うんですね。例

えば、見て見ぬふりをしている人も加害者だという話がございます。大臣もそれは同じ認識でいらっしゃいますか。

国務大臣（伊吹文明君） これは最終的に子供のいじめの問題ですから、どこまでがどうだということを決めるのは非常に難しいですが、当然もし大人の中でこういう問題が起こった場合には、司法で争われれば当然刑罰に軽重が付いていきますからね。すべてがどうだというわけにはいきません。それはケース・バイ・ケースだと思いますが、文部科学省も教育委員会に是非学校へ通知をしてもらいたい、学校を指導してもらいたいという中に、いじめをできるだけ早く発見して、いじめている子供、いじめられている子供のケアをすると同時に、傍観しているということは結果的にいじめを助長することになるからということをきちっと通知をいたしております。

林久美子君 それでは、例えば今ネットいじめという言葉も聞かれていますけれども、インターネットの掲示板に悪口を書きましたと。その子はいじめていることになるんでしょうか。

国務大臣（伊吹文明君） これはどういう言葉が書かれているかということによっておのずから違いますね。先生の御質問を受けていて大変精神的プレッシャーを感じているか、感じていないかは私の心の問題ですから、これ分からないんですよ。ですから、どれがいじめであり、どれがいじめでないかというのはこれはだれも分からない、客観的には判断できないんです。だから、その文部科学省の通知としては、学校や教育委員会がいじめと認定するものではなくて、いじめを受けたという子供からの申出をもっていじめの件数と判断してくださいということを書いてあります。

ですから、残念ながら、子供には非常にプライドがあるんですよ、いろいろ心理学者の話の聞くと。だから、先生の言われたインターネットに悪口を書かれたと、だけど、その子供が自分はこれでいじめられたなと思っても、子供がそれを訴えなければ統計の数字にやっぱり出てこないわけでしょう。

そういう難しい心の問題ですからね、何か化学の実験しているように答えは一つというわけにはいかないということを理解していただきたいと思います。

林久美子君 事前に昨日、文科省の方からレクを受けたときに、ネットいじめに関してなんですけれども、掲示板に悪口を書きましたと、A君とB君がそれぞれに例えばCさんについての悪口を書きましたと。このいじめの定義の中に、第三番目に、相手が深刻な苦痛を感じているものという定義がございます。

例えば、悪口を書かれたCさんが、A君が自分のことを書いているのは見付けたと、でもB君が書いているのは見付けていないから知らないという場合、A君はいじめたことに

なるんだと、B君はいじめたことにならないんだというふうに昨日、文科省さんはおっしゃったんですね。

大臣も同じ御見解ですか。

政府参考人（銭谷眞美君） 先ほど来、大臣の方からもお話ございましたように、文部科学省の調査におきましては、いじめをやはり受けた側、受けた側がどういうふうにそれを受け止めているかということがやはりポイントでございます。平成六年にその調査票の報告の仕方を変えたわけでございますけれども、個々の行為がいじめに当たるか否かは形式的に行うのではなくて、いじめられた児童生徒の立場に立つということでございますので、今の例で申しますと、A君のネット上の悪口、誹謗中傷に気が付いた場合、一方、B君の方の誹謗中傷については気が付いていないということになると、それはやはり気が付いた部分についてだけしか、それはいじめとは言えないというふうに考えられるわけでございます。

林久美子君 つまり、何が申し上げたいかといいますと、要は、見付かったらいじめているというふうにカウントされて、見付からなかったらいじめているということが見逃されてしまうという部分の私は怖さもあるんだなと思っているんですね。だから、それだけにいじめの問題というのは複雑で難しく、大臣は感性ということをおっしゃいますけれども、その部分においてやはりしっかり、先ほどから大臣もおっしゃっていますが、いじめをつくらぬような、あるいはいじめが発生してもすぐにきちっと対応できるような仕組みを作っていかなきゃいけないんだというふうに思います。

今日、私、ビデオで見たんですけども、オーストラリアの学校でいじめが非常に減っている学校があるというのをテレビでやっていました。そこはどうやっているかという、もう先生方が非常に子供たちの様子を細かく見てチェックをして、とにかく徹底的に話をさせるというのでいじめを防いでいっているというところでもございました。基本的に、その中のインタビューであったのが、いじめがないなんということはあり得ないんだと。大臣もこれまでの中で、いじめがない学校がいい学校なんじゃなくて、ちゃんといじめに取り組んでいる学校こそがいい学校なんだという、認識を改めなくてはいけないというお話がございました。その点は私も大変理解はするところであるんですけども。

実は、昨日の教育再生会議の緊急提言の中においても、いじめが発生するのは悪い学校ではないと、いじめを解決するのがいい学校との認識を徹底すると、いじめやクラスマネジメントへの取組を学校評価、教員評価にも盛り込むという記述がございました。過去、統計が非常に不正確なものが上がってきたという背景も踏まえたときに、やはり数として自己申告制みたいな形で上げてくるのが本当にいいのかどうか、あるいは、いじめについて目標値を掲げる、必ずしもこれは悪いとは言えないんですが、本当に果たしてそれでいいのだろうかというふうに私は非常に、ちょっと疑問を感じているところでございます。

今回の教育基本法に当たりまして、教育振興基本計画、第十七条、ございますけれども、この内容が非常にある意味では重要なかぎになってくると思います。

中教審の答申で、教育振興基本計画の在り方についての中の今後の審議において計画に盛り込むことが考えられる具体的な政策目標等の例として、いじめ、校内暴力の五年間で半減を目指し、安心して勉強できる学習環境づくりを推進というふうに記されております。この目標値についての是非というのは当然あると思うんですが、多分このまま行くと、振興計画の中にこういう数字が入ってくるのかどうか。既にもう現場では、それぞれの県教委なんかは何年にはいじめを半減させるとかいう、もう目標値を掲げてやっているところって一杯あるんですね。この目標値を掲げているということは、結局そこで数合わせというのがまた同じように発生してしまうのではないかという心配があるわけですが、大臣、いかがでしょうか。

国務大臣（伊吹文明君） これは先生、何事も最後はそういうことは起こるんですね。だから、それを預かって、それを動かしていく人間の規範意識がなければ結果的には同じことになりますよ。だけど、目標なしに人生を歩むということは、私はおかしいと思う。それは何らかの計画を立てなければならぬ。その計画をいかに運用していくかということに、その人間の能力と誠実さと、まあ言うならば感性が光るか光らないかということですから、まあ悪くなればこうなる、悪くなればこうなる、だから目標は駄目だ、駄目だって、先生は言っているわけじゃないと思うけれども、割にそういう論調が時々ありますけれども、やっぱり目標というものは立てて、そしてその目標の内容によほど注意深く留意しながら目標を立てて、そしてその運用についてもきめ細やかに見てあげるということに尽きるんですね、これは。だから、中教審で何を盛り込むかというのは、それは中教審は一つ案を示していただいて結構ですよ。しかし、我々はここでこれだけの議論をし、衆議院では百時間以上も議論して、同じ質問ももう二十回ぐらい私は受けているわけですから、そういうものはみんな私の頭の中に入れて、そして最後は何を盛り込むかは私が判断するということです。

林久美子君 大臣の頭の中で御判断をいただいて、最後を決めていただくというのは是非お願いをしたいんですが。

確かに、目標なくして歩むことは当然ないと思います。ただ、これは実際にいじめられて子供さんを亡くされたお母さんなんかのおっしゃっている話ですけども、要するに数合わせという数字の良い面と悪い面と両面あると思うんですけども、特にこれがまた教員評価なんか結び付いていくと、やはり隠ぺいされるのではないかと、そういうことで本当はいじめは減らないんじゃないかと。それこそ大臣のおっしゃるように、感性の問題であり、子供たちの心はいかに訴えていくのかということの方が大切なのではないかと、うのおっしゃっていらっしゃいました。私も正に同感でありまして、数合わせに子供の

命から目をそらされてはたまったものじゃないというのがやはりございますので、そこら辺は是非慎重な対応をお願いをしたいと思います。

少し話が戻るんですけども、先ほど来申し上げているように、今ネットいじめというのがかなり、だんだん問題となってきています。警視庁の電話相談では、いじめ相談のうちのネットの書き込みやメールでの誹謗中傷など、こうしたネットいじめについての相談が、平成十六年が三十五件、昨年が四十一件、そして今年九月末時点では三十六件と増加をしているという報道がございました。

しかしながら、こうしたネットによるものというのは非常に分かりにくい、しかも特定をしにくいという中で、やはりこうした事案についてもこれからの時代、いじめのいろんな多様なケースの中の一つとして迅速に対応していくべきであるというふうに考えますけれども、これは総務大臣に是非御見解をお伺いいたします。

国務大臣（菅義偉君） 一般的に申し上げまして、インターネット上の違法・有害情報については、プロバイダー等によって契約約款等に基づく自主的な削除が行われております。

総務省では、いじめによる誹謗中傷など他人の権利を侵害する書き込みについて、これを削除しても民事上免責される基準を明確にしたこのプロバイダー責任制限法の制定や同法関係ガイドラインの策定、運用を支援し、プロバイダー等に自主的な削除を今日まで促してきております。さらに、違法・有害情報の削除の指針として、業界団体における契約約款モデル条項の策定、運用を支援し、プロバイダー等に自主的な削除を促してきています。

総務省として、引き続き権利侵害情報等に対するプロバイダーの自主的対応を促進するように取り組んでいきたいというふうに思っています。

林久美子君 是非、積極的な取組をお願いをしたいと思います。実際、最近のいじめ自殺の件でも、メールですごく悪口が送られてきたり、ネット上の書き込みがあったりとか、本当に今更申し上げるまでもなくて、もう大臣はよく御存じでいらっしゃるというふうに思います。

だからこそ、私たちの時代というのは、ネット環境からは逃げられない正に時代なわけですね。今生まれている子供たちというのはもっともっとネットとかというものに触れていて、非常に彼らにとっては世界がもうだんだん小さくなっていくと。だからこそ、このネットというものについては真剣に向き合わなくちゃいけないと。

とりわけ、人格の形成にも私はかなり影響を与えるんだと思っています。だからこそ、我々の日本国教育基本法案ではITについての条文を設けたわけでございますが、残念ながらこれは政府案には入っておりません。衆議院の議事録でちょっと拝見をしたんですが、伊吹大臣、このITについて、インターネット社会においてどうやって子供を健全に育成

していくのかという部分には条文ございませんけれども、これについてはどうなっているんでしょうか。

国務大臣（伊吹文明君） 民主党案では十七条ですか、にそれを掲げておられるということはよく存じております。

これは立法政策上の判断でして、これは、教育基本法というのは教育の理念と基本を定めたものですから、このIT関係の情報のリテラシーというんでしょうかね、こういうものについて、基本法に掲げるかあるいはその下位の各法において処理をするかは、これは立法技術の問題なんですよ。

ですから、政府案の二条には、幅広い知識と教養とか、こういうことを使っておりますね。それから、ネットで子供をいじめるという今お話ありましたが、正義と責任、自他の敬愛と協力というのを政府案では使っているわけですよ。この法案を受けて、先生の今御心配のようなことがあれば、多分学校教育法を直していく段階、あるいは学校教育法の更に下にくっ付いてくる学習指導要領その他を改正することによって対応していくという順序になると思います。

林久美子君 それではお伺いしたいと思います。

今、基本法というものと下位法というものに、何を基本法に盛り込んで何を下位法にしていくのかという話がございましたけれども、その分けたところ、判断基準というのは何なんでしょうか。

国務大臣（伊吹文明君） これはですね、これは、立法する人がこれは基本法に入れるべきだと考えたものが基本法に入っているという、まあざっくり言えばそのとおりですよ。そして、それがおかしいかどうか、おかしいという御意見が当然あったって構わないんですよ、それはいろいろな立法技術がありますから。だから、民主党さんの案ではIT社会のことが触れられている条項が入っています。それは民主党さんのお考え、そして我々はそこは入れる必要がないだろうという判断をしているということです。

林久美子君 入れる必要があるものとないものの判断基準というのは、そのマターの重要性に応じて分けられたということですか。

国務大臣（伊吹文明君） 理念法であり基本法であるから、我々の判断としては、理念法、基本法よりも下位の法律において処理すべきものだという立法者の意図がそこに表れているわけです。そうじゃない意図がおありになるといっても、一向構わないですよ、それは。それを最終的にどちらが国民の意図に合っているかということをご自分で決めていただくわけですから。

林久美子君 私もよく子供を持っているお母さん方と話をしたりする機会がございます。先ほど高市大臣もお話ございましたけれども、やはり親の知らないところでいろんなネットでやったりとかしてつながっていくわけですね。非常に今子供を持っている親はそれを心配しているわけです。

いろんな、フィルタリングの取組は本当に有り難いことなんですけれども、いろんな情報に接することができる。しかも、一瞬のうちに世界に向けて情報を発信することも受け取ることもできるわけです。でも、そのときにしっかりと情報を選別する力、これはやっぱりもうこれから生きていく子供たちにとっては必要不可欠なわけですね。

じゃ、大臣がおっしゃるように、確かにこれは下位法でいいというお考えもあるのかもしれない。でも、それは私からすると、やはり今の子育てをしている人たち、あるいは子供たちの側に立った議論とは思えないんですけれども、その点はいかがでしょうか。

国務大臣（伊吹文明君） これを、私はそのことを軽視しているなんて一言も言ってないですよ。子供を育てている親の立場からいうと理解できないって、そのことは、私は、このことを軽視してもいいとか、何も言ってないですよ。

ただ、基本法に書き込むことなのか、下位法において措置することなのか。例えば、それじゃ、民主党がお出しになった法案の中には高等教育という記述はありますが、高等学校をどういうふうに判断するかというのは、これはいろいろありますよね。高等学校という文言はありません。我々のところの法律にも高等学校という言葉はありません。しかし、それは重要性が何ら損なわれているわけじゃなくて、それは下位法においてきちっと位置付けて、そして予算その他のことを十全に行いながら、高等学校教育をきちっとやっていくということですから、ここへ書かなかったから軽視をしたとか、書いたから重視をしたとかって、まあ重視はするんでしょう、当然。ここへ書いたから、書かなかったから軽視をしたと、母親の気持ちとそぐわないというのはちょっと違うんじゃないですか。

林久美子君 今回の答申で入ってなかったものも政府案で幾つか入っていますね、幼児教育とかですね。

じゃ、非常に乱暴な議論かもしれませんが、大臣にとって、私はすごく幼児教育もこういうITについての教育も同じように大事だと思っている。大臣にとって、幼児教育とIT、はかりに掛けたとき、どうなんです、重さはどうなんですか。

国務大臣（伊吹文明君） 重さは量れないほど微妙な問題だと理解しております。

林久美子君 微妙な問題であるというお答えをいただきましたので、是非、同じ重さであるのであれば、そこは是非、その立法者の意思をやはり法案の中に示していただきたい

と。

国務大臣（伊吹文明君） 示してあるわけです。

林久美子君 それを、二条に関して言えば、教育の目標というものに関して言えば、すべての条文にかかわってくるわけですね、大目標なわけだから。その中で読み込めるからいいんだという話になれば、すべてがそうになっていってしまうんですね。その点については、大臣、いかがでしょうか。

国務大臣（伊吹文明君） 読み込めるからいいんだということは、議事録を精査していただいて、一度も私、申し上げておりませんよ。

つまり、先生がおっしゃった、インターネットの中でいじめが行われるということがずっと話題になっているわけですから、そういうことを書き込まないような、子供のこの正義だとか他に対する配慮だとか、あるいは多様な教育の手段だとかということにおいて、それは下位法の中で当然カバーできる条項は書いてありますということを申し上げたんですよ。

林久美子君 基本的にその下位法に書いて、かつその教育の目標の中で読み込めるということは、もう先ほど来、御答弁をいただいたのでよく分かるんですけども、同じ重さであるのであれば……

国務大臣（伊吹文明君） いや、同じ重さなんて言ってない。

林久美子君 同じ重さじゃないんですか。

国務大臣（伊吹文明君） いや、ないとも言ってません。

林久美子君 じゃ、ちょっと、そうしたら……（発言する者あり）それはどちらなんですか、大臣。改めて、済みません、お願いいたします。

国務大臣（伊吹文明君） 今不規則発言がありましたが、正に微妙な問題なんですよ、これは。だから、立法する者の意図によって立法というか、法文は書かれていくわけです。そして、それを最後に決められるのは国会なんですよ。

ですから、是非、先生の御意見は御意見として、入ってないから反対だということなら反対という意味を表明されるべきだろうし、あるいは、ここで先ほど来お話があったように、その現場で、現場というか、理事相互間で、総理が言ったように、直していくところ

があれば立法府として直していければいいわけです。ただし、立法した者の意図はそういうことですから、これは先生の価値観によってけしからぬとかどうだとか言われても、立法意図というものはそういうものですとしかお答えができないというのが法律の世界なんです。

林久美子君 そうなると、もうここで議論している意味自体がなくなってしまうわけですから、ですからやっぱり審議で出たものについてはしっかりとやっぱり反映をいただいて、教育基本法についても、それは法律的な読み方の問題、いろいろ立法者の意思とこちらの思いというのは必ずしも一致しないかもしれない、しないかもしれないけれども、大臣の高い御見識の上でしっかりとくみしていただくと有り難いというお願いでございます。

そして、もう時間がちょっと、私の持ち時間も切れそうでございますので、これは大臣へのお願いということでございまして、最後に一つお伺いをさせていただきたいと思いません。

出席停止措置については、非常に積極的に講じるわけじゃなくて、そうなる前にちゃんと手だてを講じることが大事なんだという御答弁もいただきました。しかしながら、過去にも出席停止措置をとられたケースもありますし、これからのとも限らないと。しかも、そのときの学習権の保障というのはやっぱりしっかりとしていかななくてはいけないであろうというふうに思っております。そのときに、今親の監護能力というのが非常に問われている時代でもあるのかなというふうにも思っております。今これだけいじめが大きな問題になって、そして親の監護能力も、場合によってはですけれども、疑問符が付けられてしまうこともあったりする時代の中で、じゃ子供の福祉と学習権を保障しつつ心理的なカウンセリングなどを行うことができる施設というと、今出席停止措置なんかでも児童相談所と連携しなさいという話ありますけれども、やはり児童相談所になってくるんだと思うんですね。しかし、児童相談所の運営指針によると、児童相談所が受け付ける相談の種類及び主な内容としていじめという項目が実は入っておりません。これは是非、今日は副大臣にもお越しをいただいておりますが、いじめ相談というものを項目立てをしていただきたいということがお願い、一つでございます。

それからもう一点でございますけれども、児童相談所も何か所も視察もさせていただきました。本当に現場の先生、頑張っている。しかしながら、児童福祉司の皆さんも、一人当たりもう百件から二百件というたくさんの子供たちを抱えていて、諸外国に比べてもずっとずっと激務なわけですね。それでも子供たちを何とか救おうとして懸命に取り組んでいらっしゃる姿に私は非常に感銘を受けるわけでございますけれども、児童相談所の方でこのいじめ相談というのもきちっと、まあ窓口としてはホームページで上がってきますけれども、項目立てをしていただきたいということと、あわせて、しっかりと、マンパワーが不足している現状がございますので、予算措置も十二分に講じていただきたい

と。これもお願いでございますが、いかがでしょうか。

副大臣（武見敬三君） 児童相談所が受けておりますいじめに関する相談につきまして、その重要性にかんがみまして、平成八年度からいじめ相談として件数の集計は行っております。これについては、議員御指摘のとおり、児童相談所運営指針には記載されておられません。今後指針に書き加える方向で検討いたします。

それから、児童虐待相談対応件数、これは平成十七年度において三万四千件を上回りました。こうした体制の充実のスピードに比して伸びているところでございますので、厚生労働省としても、児童相談所の相談支援体制の強化に向けて、関係省庁と協議しつつ、児童福祉司の配置も含めた財政面での更なる充実に努力いたします。

林久美子君 非常に前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございました。

本当に伊吹大臣には、いじめというものは正に子供たちの命にかかわる問題でございますので、教育行政をつかさどるトップに立たれる大臣でございますので、どうか今回の提出いただいている政府案によって、現場がどう変わって、現場がどう良くなって、そこにいる子供や保護者がどう安心して地域で暮らし、学校で学ぶことができるのかということを本当に第一に考えて御検討いただきたいとお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。